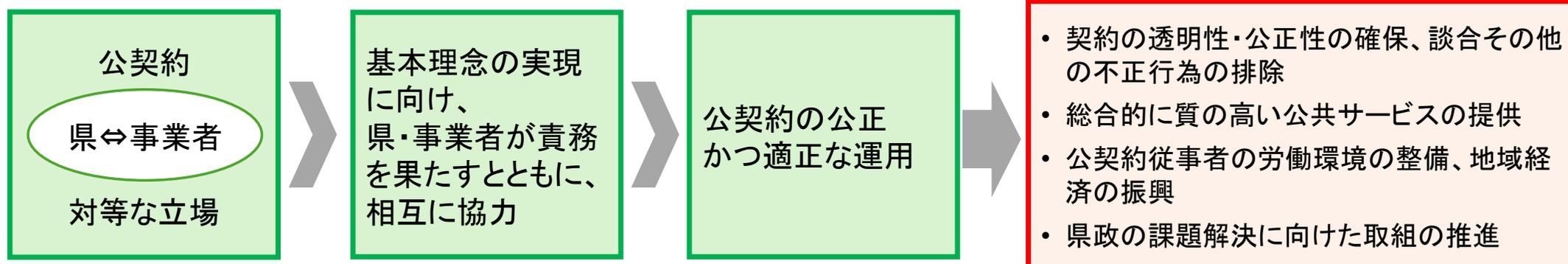


# 群馬県公契約条例（仮称）について

## 1 趣旨

- 群馬県では、これまで契約の透明性・公正性の確保と不正行為の排除に努め、適正な契約の実施に取り組んできました。
- 先行して公契約条例を制定した県では、上記の取組のほか、障害者雇用や男女共同参画、環境保全などの県の重要施策の推進に一定の効果が認められています。
- 近年、賃金の上昇や物価高騰が続く中、地方公共団体の公契約において、市場価格を反映した予定価格の作成など、受注した事業者が適正な賃金を支払える環境を整備することが求められています。
- こうした背景を踏まえ、より総合的に公契約に係る施策に取り組むため、「群馬県公契約条例（仮称）」を制定するものです。

## 2 目的



### 3 条例の主な内容

項目		主な内容
定義	公契約	県が締結する売買、賃借、請負その他の契約
	事業者等	県と公契約を締結し、又は締結しようとする事業者及びその下請事業者等(派遣事業者も含む)

基本理念	県の責務	事業者等の責務
①契約の透明性・公正性の確保、談合その他の不正行為の排除	①入札及び契約にかかる談合その他の不正行為の排除の徹底	①公契約の当事者としての社会的な責任の自覚と独占禁止法等の法令の遵守
②総合的に質の高い公共サービスの提供	②「予定価格の適切な積算」と「実勢価格の状況に応じた必要な契約変更の実施」	②公契約に基づく債務の適正な執行
	③計画的な発注と適切な契約期間の設定	③下請契約の適正見積と公正契約
	④契約方法の適切な選択	
③公契約従事者の労働環境の整備、地域経済の振興	⑤「労働環境の整備を図るために必要な措置」と「県内事業者の受注機会確保による地域経済の振興」	④労働関係法令の遵守と公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備
④県政の課題解決への取組(事業者の社会的価値の実現に資する取組の勘案)	⑥基本理念に基づく必要な取組の推進	⑤県が実施する公契約に関する取組への協力

### 3 条例の主な内容（続き）

	項目	主な内容
実効性の確保	取組方針	基本理念を踏まえた公契約の締結及び履行を確保するため、県の具体的な取組を定める「群馬県の契約に関する取組方針」を策定（令和8年度に策定）
	労働環境の整備を確認するための措置	① 県は、規則で定める公契約※について、労働条件の明示、就業規則の届出などの遵守状況及び公契約従事者の最低賃金額を事業者等から報告を求め、必要に応じ調査することができる。 ② 県は、調査の結果、必要があるときは、改善を促すことができる。 ※ 対象となる公契約は、予定価格が工事請負5億円以上、業務委託（庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等受付案内、電話交換に限る）1千万円以上のもの。
	意見聴取の場の設置	・学識経験者や関係団体で構成する意見聴取の場を設置。 ・取組方針の策定や条例の適切な運用などについて御意見を聴く。
	指定管理者制度の取扱い	指定管理者制度については、公契約に準じた取扱いを行う。

### 4 スケジュール

令和7年12月		令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月	
素案の提示 （第3回後期定例県議会）		パブリックコメント （12月中旬から30日間）		条例案の上程 （第1回定例県議会）		条例案議決・公布	

# 群馬県公契約条例（仮称） の基本的考え方

# 条例の構成

## 第1 目的

- ・ この条例の目的について規定

## 第2 用語の定義

- ・ 公契約等の用語を定義

## 第3 基本理念

- ・ 条例の目的を推進するための基本理念を規定

## 第4 県の責務 第5 事業者等の責務

- ・ 基本理念を実現するための県・事業者の責務を規定

## 第6 取組方針

- ・ 公契約条例の規定を取組方針によって具体化すると規定する

## 第7 労働環境整備の確認のための措置

- ・ 公契約従事者の労働環境整備のための措置について規定

## 第8 意見聴取

- ・ 公契約条例の運用のため、外部有識者から意見聴取する場を設けることを規定

## 第9 指定管理者制度の取扱い

- ・ 指定管理者制度の協定締結について公契約条例に準じた取扱いを行う

# 第1 目的

- **県と事業者が対等な立場で締結する公契約に関して、その基本理念を定め、県と事業者等の責務を明らかにし、相互に協力して施策を推進することで、公契約を公正かつ適正に運用する。**

## 【解説】

- この条例の目的は、県と事業者が対等な立場で結ぶ公契約について、その基本的な考え方（基本理念）を定め、県と事業者の責任を明らかにし、協力して施策を進めることで、公契約が公正かつ適正に運用されるようにすることです。
- これにより、「契約の透明性・公正性の確保、談合その他の不正行為の排除」、「総合的に質の高い公共サービスの提供」、「公契約従事者の労働環境の整備、地域経済の振興」、「県政課題の解決に向けた取組の推進」を図ります。

## 第2 用語の定義

### ○ 公契約

県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきもの。

### ○ 事業者

県と公契約を締結、又は締結しようとする事業者

### ○ 下請負者等

①下請事業者 ②派遣事業者

### ○ 事業者等

①事業者 ②下請負者等

### 【解説】

- 「公契約」は、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県が対価の支払をすべきものと定義します（地方自治法第234条第1項）。
- 「事業者」は、県と公契約を締結、又は締結しようとする者と定義します。
- 県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者を「下請負者」といい、労働派遣事業として事業者や下請負者に労働者を派遣する者を「派遣事業者」といいます。下請負者と派遣事業者を合わせて「下請負者等」といいます。
- 事業者と下請負者を合わせて、「事業者等」といいます。

## 第3 基本理念

公契約の基本理念は、次のとおりとする。

1. 契約過程での透明性と公正な競争の確保と談合その他の不正行為が排除されていること。
2. 公共サービスの質を確保するため、経済性に配慮しつつ価格以外の要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。
3. 公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられた内容であること。
4. 県政の課題解決に向け、事業者による社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

### 【解説】

1. 談合その他の不正行為は、適正な予算の執行を阻害するとともに、県民の利益を損ねるものです。契約の締結に至る過程において、談合や入札妨害などの不正行為を徹底的に排除する必要があります。
2. 適正な履行が見込まれない低価格での契約の締結（ダンピング受注）を防止するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を活用します。より質の高いサービスの確保が必要な契約については、価格のみならず、多様な要素（技術力、地域貢献、環境に配慮する取組など）を総合的に評価する契約方式（総合評価落札方式、プロポーザル方式など）を活用します。
3. 公契約従事者の労働環境の整備と、地域経済の振興を両立させることを基本理念として位置づけるものです。
4. 「公契約を通じて、県政の課題解決に向けた施策を推進する」という観点から、契約の内容に応じ、入札参加資格審査に係る格付やプロポーザル方式などの契約の相手方を選定する方式において、障害者雇用や環境に配慮する取組などの事業者による社会的価値の実現に資する取組を勘案し、評価していくことが必要です。

## 第4 県の責務①

1. 入札及び契約にかかる談合その他の不正行為の排除の徹底
2. 「予定価格の適切な積算」と「実勢価格の状況に応じた必要な契約変更の実施」
3. 「計画的な発注」と「適切な契約期間の設定」

### 【解説】

県が公契約を適正に運用するために果たすべき具体的な責務を定めるもので、6項目あります。

1. 県は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、内部統制を徹底し、発注者が関与する談合はもとよりその他の不正行為の排除に取り組みます。
2. 予定価格を決める際には、社会経済情勢の変化を踏まえ、市場価格（原材料費、労務費など）等を考慮して適切に積算する必要があります。また、契約後における最低賃金額や労務単価等の改定や原材料費等の実勢価格の状況を踏まえ、県と事業者で協議のうえ、必要に応じて契約変更に対応します。
3. 業務の発注が特定の時期に集中しないよう、計画的に発注を行います。また、契約期間についても、業務の内容に応じて適切に設定するよう努めます。

## 第4 県の責務②

- 4. 入札・契約方法の適切な選択
- 5. 「労働環境の整備を図るために必要な措置」と「県内事業者の受注機会確保による地域経済の振興」
- 6. 1～5に掲げるもののほか、基本理念に基づく必要な取組の推進

### 【解説】

- 4. 経済性に配慮しつつ、公共サービスの品質の維持・向上を図るため、契約の目的や内容に応じて、複数の契約方法の中から最も適切な方法を選択することを定めるものです。  
(一般競争入札、指名競争入札、随意契約、総合評価落札方式、低入札価格調査制度、最低制限価格制度)
- 5. 公契約に従事する人の労働環境が整備されるよう、契約の締結・履行に必要な措置を講じることについて定めるものです。また、地域経済の振興が図られるよう、県は、競争性を確保しながら、県内事業者の受注機会の確保に努めることについて定めるものです。
- 6. 基本理念4の「県政の課題解決に向け、事業者による社会的価値の実現に資する取組の勘案」を入札参加資格の格付等で行うとともに、上記1～5の各項目に掲げるもののほか、条例の目的を達成するために必要な取組を県が主体的に推進することを定めるものです。

## 第5 事業者等の責務

1. 公契約の履行者としての社会的責任を自覚し、独占禁止法等の法令を遵守する。
2. 公契約に基づく債務を適正に履行する。
3. 下請契約は、適正な見積りに基づき、対等な立場で公正に締結する。
4. 労働関係法令を遵守し、公契約従事者の適正な労働条件の確保や労働環境の整備を図る。
5. 県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努める。

### 【解説】

事業者等の責務を定めるもので、5項目あります。

1. 事業者等は、公契約に基づく債務を履行する者として、社会的責任を認識し、独占禁止法その他の関係法令を遵守することが求められます。
2. 事業者等は、公契約に基づく債務を適正に履行する責任があります。契約内容を守ることは、公共サービスの質の確保にも直結します。
3. 事業者等が下請負者等と契約を結ぶ場合には、適正な見積りに基づき、対等な立場で合意した公正な契約を締結する必要があります。これにより、下請負者等の保護と健全な取引関係が確保されます。
4. 労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、公契約に従事する人の適正な労働条件の確保や、働きやすい環境の整備を図ることが求められます。これは、事業者等の人材確保の安定化にもつながります。
5. 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に対して、協力するよう努めることが求められています。県と事業者が協力して施策を進めることで、条例の目的達成がより確実になります。

## 第6 取組方針 第7 労働環境整備の確認のための措置

### 【取組方針】

- 県は、**基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（取組方針）を定めるものとする。**取組方針には、取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

### 【労働環境整備の確認のための措置】

- 県は**事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認する報告書の提出を求め、改善措置を促すこと、その他の必要な措置を講じるものとする。**報告書提出対象の公契約は、規則で定める。

### 【解説】

- 県は、公契約の締結・履行を確保するため、基本理念に基づいた「取組方針」を定めることとしています。取組方針には、施策の総合的かつ効果的な推進に必要な事項を盛り込みます。令和8年度に策定する予定です。
- 県は、規則で定める公契約※について労働条件等についての「労働環境報告書」の提出を求めたり、必要な改善を促すなど、従事者の労働環境が整備されているかを確認するための措置を講じることとします。

※規則で定める公契約・・・予定価格が工事請負5億円以上、業務委託1千万円以上のもの。

（業務委託は、庁舎等清掃、庁舎等警備、庁舎等受付案内、電話交換のいわゆる労働集約型業務が対象。）

## 第8 意見聴取 第9 指定管理者制度の取扱い

### 【意見聴取】

- 県は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

### 【指定管理者制度の取扱い】

- 県は、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

### 【解説】

- 県は、条例の適切な運用のため、取組方針などの重要事項について、学識経験者や関係団体の意見を聴くことが定めています。会議は年1回程度開催し、構成員は、学識経験者、弁護士、中小企業診断士、経営者団体、労働者団体などを予定しています。
- 公の施設の管理に係る指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき行われるもので「契約」ではないことから、条例の直接の対象にはなりません。条例の趣旨を踏まえ、指定管理者制度の運用を行うものとします。